

消防設備士 4 類【消防関係法令（共通）】

用語

関係者・・・消防対象物の所有者、管理者または占有者。
防火対象物・・・「山林または～物」、消防対象物・・・「山林または～物件」。
複合用途防火対象物・・・同じ防火対象物に政令で定める 2 以上の用途が存するもの。
消防用施設等・・・「消防の用に供する設備※細分化で用は火消し」、「消防用水」、「消火活動上必要な施設」
高層建築物・・・31m以上の建築物
図書館・博物館・・・防火対象物であり特防ではない。
公会堂→特防
無窓階・・・避難上または消火活動上有効な開口部のない階のこと。
消防職員などに立入り検査を命じることができる者・・・消防長、消防署長、消防本部を置かない市町村長。

消防用設備等

①消防の用に供する設備・・・消火設備、警報設備、避難設備。

消火設備・・・消火器・不活性ガス消火設備・屋内外消火栓設備・動力ポンプ・スプリンクラー。
警報設備・・・警鐘、携帯用拡声器、自動式サイレン。
避難設備・・・すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、誘導灯。

②消防用水・・・防火水槽、貯水池。

③消火活動上必要な設備・・・無線・コンセント・排煙・連結（連結散水設備、連結送水管）。

建築物を新築する際の確認申請について



- ・建築主事は確認申請を行う前に予め消防同意を得ておく必要がある。
- ・同意は消防長・消防署長・市町村長が行う事が出来る。
- ・消防本部を置かない市町村の長は、消防同意を求められた場合、一般建築物については 3 日、その他が 7 日以内に建築主事に通知する必要がある。
- ・確認申請は建築主事等に対して行うが、建築主事等がその確認を行うには、予め消防長等の消防同意を得ておく必要がある。

防火対象物の点検

点検者・・・消防設備士、消防設備点検資格者、防火管理者も 3 年以上の実務経験があり、かつ登録講習機関の行う講習を修了すれば防火対象物点検資格者になる事が出来る。
報告者・・・消防長または消防署長で報告機関について特防は 1 年に 1 回。非特防は 3 年に 1 回（義務）。
点検対象・・・特防（準地下を除く）300 人以上、特定 1 階段等防火対象物（屋内階段が 1 つで地階か 3 階以上に特定用途）。

消防用設備等の設置又は維持に関する命令

消防長又は消防署長は、防火対象物における消防用設備等が技術上の基準に従って維持されていないと認めると

きは、防火対象物の関係者に対し、工事の手直しを命ずることができる。

違反について

消防用設備等の設置命令に違反・・・懲役又は罰金（ちょうばつ）

消防用設備の維持の命令に違反・・・罰金又は拘留（閉じ込め）

消防法の基準を適用する場合において、I 棟の防火対象物であっても別の防火対象物とみなされる場合
開口部（出入り口部分が共用は×）のない耐火構造の床または壁で区画されている場合。

地下街の場合、いくつかの用途に供されていても全体を 1 つの地下街（1 つの防火対象物）とする。

複合用途防火対象物に自火報の基準を適用する場合は、全体を 1 つの設置単位として基準を適用する。

複合用途防火対象物に屋内消火栓設備と消火器を設置する場合・・・1 棟を単位として基準を適用するのは×。

防火管理者

「防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない」。

防火管理者を置かなければならない基準・・・特防は 30 人以上、非特防は 50 人以上 ※人数によって決まる為、
面積は関係なし。

防火管理者の仕事・・・避難、火気の使用または取扱いに関する監督、消防機関への消防計画の届出、点検。

防火管理者の選任

一定の防火対象物の管理について権限を有する者は、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任して、
防火管理上必要な業務（ひかけてみる：避難・火気の監督・計画・点検）を行わせなければならない。

特防・・・30 名以上で選任する必要がある。

非特防・・・50 名以上で選任する必要がある。

※6 項のロ（老人短期入所施設、有料老人ホーム＜要介護等＞）、地下街では 10 名以上で選任する必要あり。

統括防火管理者の選任

統括防火管理者

- ・高さ 31m を超える建築物
- ・準地下街
- ・地下街（消防長・消防署長が指定したもの）
- ・※特防は 3 階以上で収容人数 30 人以上のもの。

特定用途部分を含まない複合用途防火対象物は 5 階以上で収容人数 50 人以上のもの。

防火対象物の定期点検制度

報告者：防火対象物の管理権限者

点検対象：収容人数 300 人以上の特定防火対象物。なお、屋内階段が 1 で地階か 3 階以上の特定用途がある防火対象物（特定 1 階段等防火対象物）も防火対象物点検資格者が点検を行う必要があります。屋内階段が 2 の場合は 300 人以上。

点検および報告の期間：1 年に 1 回

消防設備士、消防設備点検資格者のほか、防火管理者も 3 年以上の実務経験があり、かつ、登録講習機関の行う講習を修了すれば、防火対象物点検資格者になることができる。

消防計画に基づき実施される各状況を記載した書類。

記載事項：点検及び整備の状況、避難設備の維持管理状況、防火上の構造の維持管理の状況。

「指定数量の(10)倍以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う危険物製造所等(移動タンク貯蔵所を除く)には、次の警報設備から(1)種類以上を設定する必要がある。

警報設備⇒自動火災報知設備、消防機関へ通報できる電話、拡声装置、警鐘、非常ベル装置。

消防用設備等の設置又は維持に関する命令

消防長又は消防署長は、防火対象物における消防用設備等が技術上の基準に従って維持されていないと認めるときは、防火対象物の関係者で権限を有する者に対し、技術上の基準に従って措置すべきこと、又は維持のために必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

消防用設備等の設置の命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者は「懲役又は罰金」。維持の命令に違反して必要な措置をしなかった者は「罰金又は拘留」に処せられることがある。

消防用設備等を設置し、維持する義務を負うもの・・・防火対象物の管理を行う者。

1 棟の防火対象物であっても別の防火対象物とみなされる場合・・・耐火構造の床または壁で区画されている場合。

消防用設備等の設置単位について

複合用途防火対象物の場合、原則として各用途部分を 1 つの防火対象物とみなして基準を適用する。

開口部のない床及び壁で完全に区画されていること→出入り口部分が共通ということは完全に区画してない。

地下街の場合、いくつかの用途に供されていても全体を 1 つの地下街として基準を適用する。

複合用途防火対象物に自動火災報知設備の基準を適用する場合は、全体を 1 つの設置基準とみなして基準を適用する（消火器や屋内消火栓設備については×）。

消防用設備等の技術上の基準について

市町村の条例によって技術上の基準以上の基準（強化）を設けることができる。

消防用設備等の技術上の基準の改正と、その適用

現に新築中又は増改築工事中の防火対象物の場合は従前の基準でOK。

現に新築中の特定防火対象物の場合は、常に改正基準に適用させる必要がある。

原則として既存の防火対象物に設置されている消防設備等には適用しなくてもよいが、政令で定める一部の消防用設備等が、設置されたときの基準に違反している場合は、設置したときの基準に適合するよう設置しなければならない→常に新基準へ⇒漏電、避難、消火、自火報、ガス、誘導、警報

※自火報は特定防火対象物と重要文化財のみ。ガス漏れは特防と温泉採取施設

既存の防火対象物に設置されている消防用設備等が、設置されたときの基準に違反している場合は、現行の設置基準に適合するよう設置しなければならない。

以下の増築があれば現行の基準に適合しなければならない。

届出先：消防長、消防署長、消防本部が設置されていないところは市町村長

届出の期限：4 日以内

- ・ 特定防火対象物は全て
- ・ 防火対象物

◆増築について

① 床面積 1000 m²以上。②従前の延べ面積の 2 分の 1 以上

◆大規模な修繕若しくは模様替え→2 分の 1 を超えるもので対象は「主要構造部である壁」

消防設備等を新基準へ変更して設置した際の届出

特定防火対象物	延べ面積 300 m ² 以上のもの
非特定防火対象物	延べ面積 300 m ² 以上で、かつ消防長または消防署長が指定したもの
カラオケ、入院施設のある病院・診療所 要介護の老人ホーム等（宿泊できるもの） 上記の用途部分を含む複合用途防火対象物、地下街、 準地下街	全て

消防設備等の工事着工届けについて

届け出る者：甲種消防設備士（乙種は×）。

消防用設備等の工事に着手しようとする場合、消防用設備等の種類、工事場所、その他必要な事項を届け出なければならない。

着工届けに設計図書を添付する必要がある。

着工届けは、工事を着工しようとする日の 10 日前

※着工届を怠った場合は、罰金又は拘留に処せられる場合がある。

消防設備の定期点検・報告

消防設備等の点検は、消防設備士以外でも防火対象物の関係者が実施できるものもある。

結果報告については防火対象物の関係者が行う。

特定防火対象物であっても、法令で定める資格を有する者に点検させる必要があるのは、延べ面積 1000 m²以上の場合のみ。

特定防火対象物以外の防火対象物であっても、一定の延べ面積で消防長又は消防署長が指定するものについては、法令で定める資格を有する者に点検させ、その結果を報告しなければならない。

消防用設備等の定期点検

・点検の種類および点検の期間

点検の種類	点検の期間	点検の内容
機器点検	6 カ月に 1 回	外観または簡易な操作による点検
総合点検	1 年に 1 回	総合的な機能の確認

・点検を行う者

消防設備士または消防設備点検資格者が点検するもの

特定防火対象物	延べ面積が 1000 m ² 以上のもの
非特定防火対象物	延べ面積 1000 m ² 以上で、かつ消防長または消防署長

	が指定したもの
特定 1 階段等防火対象物	すべて

・防火対象物の関係者が点検を行うもの

上記以外の防火対象物

	届け出をする者	届け先	期限
消防用設備等を設置した時	関係者	消防長・消防署長・市町村長	工事完了後 4 日以内
工事の着工届け	甲種消防設備士	消防長・消防署長・市町村長	工事着工 10 日前まで
消防用設備等の点検結果報告	関係者	消防長・消防署長・市町村長	特防は 1 年に 1 回 非特防は 3 年に 1 回

検定制度

① 型式承認・・・検定対象機械器具当の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認のこと。

承認する人・・・総務大臣※ただし、承認を受けるためには予め日本消防検定協会または法人であって総務大臣の登録を受けたものが行う試験を受ける必要がある。

型式適合検定

① 型式適合検定

検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により行う検定のこと。

検定者・・・日本消防検定協会（又は登録検定機関）

合格の表示・・・日本消防検定協会が刻印やラベルの貼り付けを行う。

型式承認を受けたあと、型式適合検定を受けて合格した旨の表示が付いてなければ検定対象機械器具等を販売し、または販売の目的で陳列してはならない。

技術上の規格が変更されても、総務大臣が技術上の規格に適合しない旨を認める必要がある為、自動的に効力を失うことはない。

型式承認の効力を失えば、型式適合試験の合格の効力も失われる。

検定の対象

- ・消火器
- ・消火器用の消火薬剤
- ・泡消火薬剤
- ・感知器、発信機、中継器、受信機 ※検知器×
- ・住宅用防災警報機
- ・閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・流水検知装置
- ・一斉開放弁（大口径のものを除く）
- ・金属製避難はしご
- ・緩降機

消防設備士でなければ工事又は整備を行うことができないと定められているもの

➡以下のものは工事に着工する際は届け出が必要

第1類	屋内・外消火設備、水噴霧消火設備 スプリンクラー設備、Pa
第2類	泡消火設備、Pa
第3類	ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、不活性ガス消火設備、Pa
第4類	自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備
第5類	金属製避難はしご（固定式に限る）、救助袋、緩降機

独占業務以外のもの（消防設備士でなくても工事や整備などが行える場合）

1. 軽微な整備（総務省で定めるもの）※表示灯の交換、ホース・ヒューズ・ネジの交換等
2. 電源や水源、および配管部分
3. 任意に設置した消防用設備等
4. 非常に滑りやすい階段へ誘導する努力は不要（非常警報器具、すべり台、簡易消火用具、誘導灯、動力消火ポンプ）

甲種・・・特類、第1類～第5類の工事と整備

乙種・・・第1類～第7類の整備

免状の記載事項に変更が生じた場合は、免状を交付した都道府県知事、または居住地若しくは勤務地を管轄する都道府県知事に書換えを申請する。

消防設備士の免状を亡失したときの○日までに申請しなければならないという文言はない。

消防設備士の免状を亡失した際の申請については、免状の交付または書換えをした都道府県知事に行く。なお、免状の再交付を受けたものが亡失した免状を発見した場合には、10日以内に再交付をした都道府県知事に提出する必要がある。

甲種・乙種の消防設備士が業務に従事する時は免状を携帯する必要がある。

消防設備士は免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに都道府県知事が行う講習を受講する必要がある。

乙種が整備を行う場合には、届け出は不要である。